

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第32号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 勤務時間条例第25条（県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による<u>介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(8) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u></p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>介護休暇について、勤務時間条例第25条（県費負担教職員勤務時間等条例第2条においてその例によることとされる場合を含む。次号において同じ。）の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(8) <u>介護部分休暇について、勤務時間条例第25条の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(9) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。